

天広連監第 23 号

令和 8 年 7 月 24 日

天草広域連合長 堀江 隆臣 様

天草広域連合監査委員 水野 博之

天草広域連合監査委員 松岡 寿

住民監査請求について（勧告）

令和 8 年 5 月 29 日付けで受理した住民監査請求について監査を実施した結果、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、下記のとおり勧告します。

記

1 措置すべき事項

天草広域連合長は、前連合長である馬場昭治（天草市長）に対し、新ごみ処理施設整備運営事業の契約解除に伴い、広域連合が負った損失に対する過失の割合を明確にし、その割合に応じてしかるべき措置を行うこと。

2 措置期限

令和 8 年 8 月 31 日

3 理由

別紙（天広連監第 22 号）住民監査請求に係る監査の結果について（通知）のとおり。

4 通知等

措置を行った場合は、地方自治法第 242 条第 9 項の規定により、その旨を監査委員あて通知されたい。また、措置を行わなかった場合も監査委員あて報告されたい。